

(公印省略)

分医発第2933号
令和7年11月27日

各郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河野幸治

毎月勤労統計調査(第一種事業所)に係る管下事業所への
周知・協力のお願いについて(依頼)

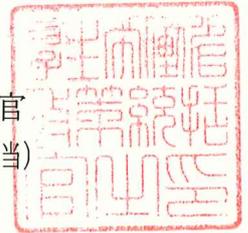
厚生労働省ではわが国の雇用、毎月の賃金、労働時間及び雇用の動きを明らかに
するため「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)を実施しており、この度、
別紙のとおり協力方要請がなされた旨、松本日医会長を通じて協力依頼がまいりました。

つきましては、関係資料を送付致しますので、貴会におかれましても本調査への円滑
実施にご協力下さるよう、ご高配方よろしくお願ひ申し上げます。

政 統 発 1110 第 3 号
令 和 7 年 11 月 10 日

公益社団法人 日本医師会
日本医師会長 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



毎月勤労統計調査（第一種事業所）に係る管下事業所への
周知・協力のお願について

厚生労働省が実施しております毎月勤労統計調査につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、常用労働者5人以上の事業所（うち、第一種事業所調査は常用労働者30人以上の事業所）を対象に、毎月の雇用、給与及び労働時間の動きを明らかにすることを目的として実施している、統計法に基づく基幹統計調査です。調査結果は、国や都道府県の経済政策の基礎資料として活用されるほか、雇用保険や労災補償給付額の改定にも利用されています。

このたび、事前調査の結果に基づき、令和8年1月分から令和11年1月分まで調査を実施する事業所を選定し、現在、当該事業所へ、都道府県の統計主管課経由で、調査対象となったことを通知する「指定書」、調査の「依頼状」及びその他の調査用品を配布しております。

つきましては、この調査の趣旨と重要性をご理解いただき、ご回答が得られますよう、貴会員の関係企業及びその傘下事業所への周知・協力について、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。また、調査票及び広報パンフレットを添付しますので、周知等にご活用いただければ幸甚です。これらの電子ファイルが必要な場合は、お手数ですが以下の担当までご連絡ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 関口
電話 : 03-5253-1111 (内線 7606)
e-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

様式第1号 (第9条関係)

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

-----日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

-----月-----日から-----月-----日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

-----日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人



政府統計

統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査全国調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

令和 年 月 分

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

※印欄は記入しないでください。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまって支給する給与の総額はいくらか。(協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらか。(盆、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。	
男	1	人	人	人	人	人	時間	時間	百万	千円	百万	千円	①賞与 百万 千円
女	2												②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分 千円
計	3										百万	千円	③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
うち、パートタイム労働者	4												その他(名称別に金額を記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第3号 (第9条関係)



統計法に基づく基幹統計調査
毎月勤労統計調査地方調査票
(第一種事業所用)



厚生労働省

令和 年 月 分

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

-----日

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1か月間です。)

-----月-----日から-----月-----日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

-----日

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(資企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人
(2) 300~999人 (5) 5~29人
(3) 100~299人

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号			抽出率番号	※事業所規模番号	※企業規模番号
		大	中	小			

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

※印欄は記入しないでください。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

常用労働者の性別	5 常用労働者数					6 出勤日数	7 実労働時間数 (休憩時間は含まないでください。)			8 現金給与額 (税込み額です。)				
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)	(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きままって支給する給与の総額はいくらか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらか。(残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらか。(益、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。		
男	1	人	人	人	人	人	日	時間	時間	百万	千円	百万	千円	①賞与 百万 千円
女	2													計欄に記入してください。
計	3											百万	千円	②定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分 千円 ③3か月を超える期間で算定される通勤手当 千円
うち、パートタイム労働者	4													その他(名称別に金額を記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円

9 変動状況 [調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。]

1 定昇を実施した。 4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。
2 ベースアップを実施した。 5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。
3 操業短縮、一時休業を実施した。 6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考 [本月の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。]

記入担当者氏名

調査票提出年月日 年 月 日

この調査票は、10日までに提出してください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業所の皆さまへ

統計で今を「サーチ」、未来を「察知」

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

まいつききんろうとうけいちょうさ

厚生労働省が行っている**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを調べています。統計法に基づく「基幹統計調査」であり、調査結果は様々な政策判断の基礎資料となります。

どの事業所を調査するの？

常用労働者（パートを含む）5人以上の全国の事業所から都道府県、産業、事業所規模別に無作為に選んだ事業所を対象（ただし、一定規模以上の事業所は全て対象となります）に、毎月実施しています。

調査に答える義務はあるの？

この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられている一方、調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

毎月勤労統計調査は、オンラインで回答できます。
オンライン回答や調査票の記入でご不明点がありましたら、お問い合わせください。

〈毎月勤労統計調査コールセンター〉

フリーダイヤル 0120-956-360

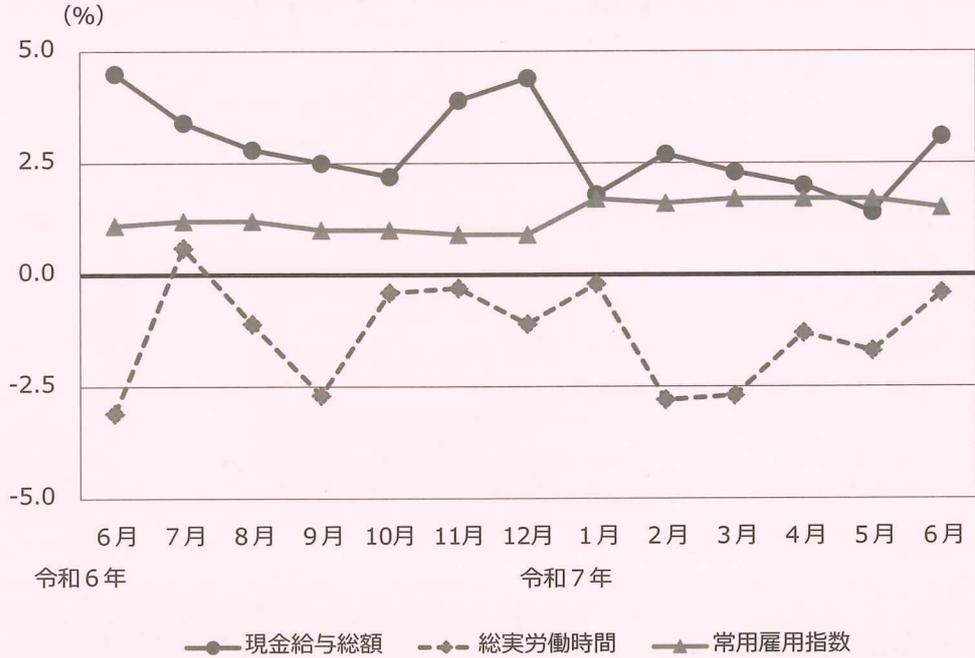
受付時間：午前9時～午後6時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

そのほか個別のご相談は、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

まいきんでわかること

現金給与総額、総実労働時間及び常用雇用指数の前年同月比の推移 (産業計・事業所規模5人以上)

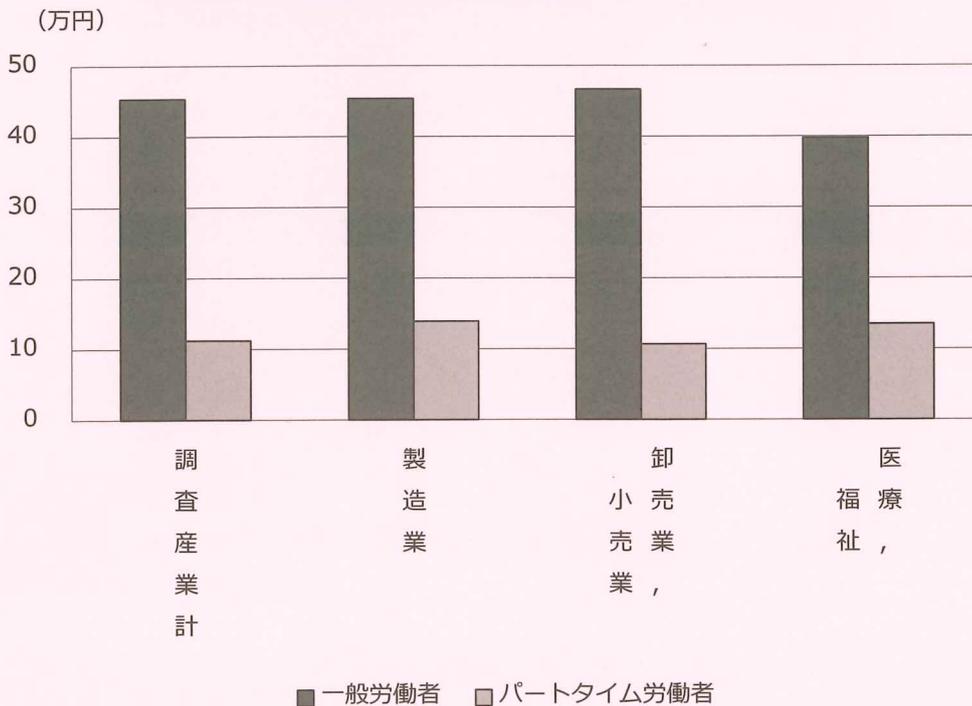
毎月勤労統計調査のキャラクター
「まいちゃん」



賃金、労働時間、雇用は
絶えず変化しているよ。
まいきんを見れば、
最新の情報がわかるんだ。

まいきんは、産業別や一般労働者、
パートタイム労働者別など
いろいろな情報を公表しているよ。

月間現金給与総額 (事業所規模5人以上) (令和6年平均)



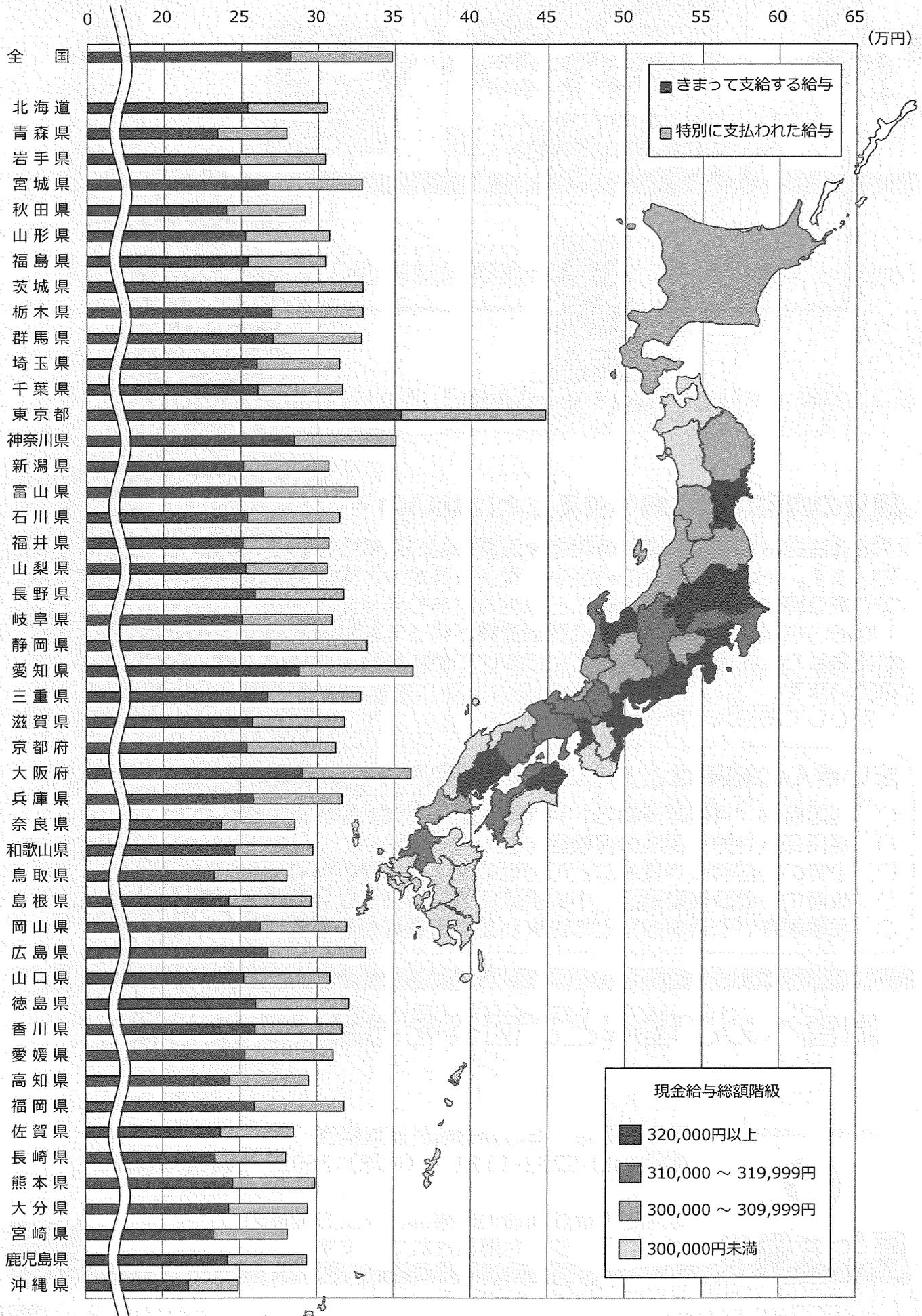
毎月勤労統計調査のキャラクター
「きんちゃん」



■ 一般労働者 □ パートタイム労働者

都道府県別常用労働者1人平均月間現金給与総額（産業計・事業所規模5人以上）

令和6年平均



調査票の提出方法

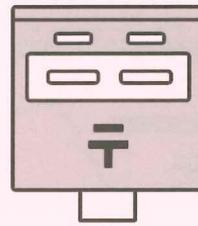
提出方法には、事業所規模により3通りあります。

オンライン回答

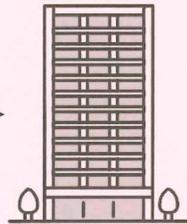


厚生労働省のホームページに掲載している記入要領や調査票入力支援ツールをご活用ください
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1e.html>

記入した調査票を郵送で提出



統計調査員による聞き取り



厚生労働省で集計・公表



都道府県庁

調査の内容が他に知られることはないの？

統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法やその他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員で、調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。

まいきんの結果はどんなことに利用されているの？

- 内閣府の「月例経済報告」や「景気動向指数」等の景気判断の資料
- 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
- 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- 政府の労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等の資料
- 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 毎月勤労統計調査担当

電話：03-5253-1111（内線）7605, 7606, 7607

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています

URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

